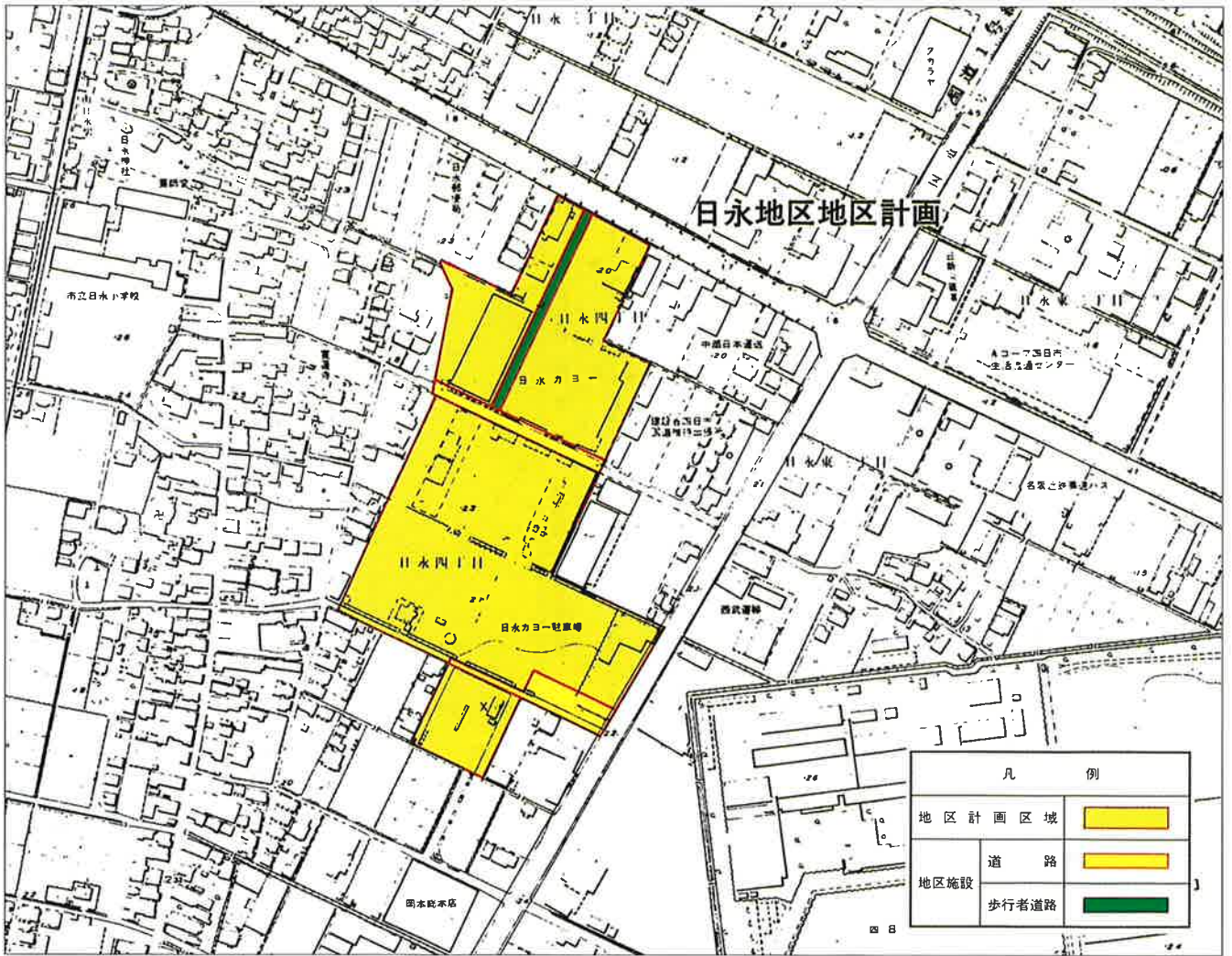


■日永地区地区計画

名称	日永地区地区計画			
位置	四日市市日永四丁目地内			
面積	約5.7ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、国道1号及び都市計画道路子酉小林線の沿道地域であり、商業、業務に特化した地域である。</p> <p>郊外型のショッピングセンターである日永カヨの改築計画に併せて地区計画を策定し、将来に渡って商業、業務地としての適正かつ合理的な土地利用の増進を図るとともに、自動車交通と歩行者空間の調和を図り、地域の商業核としてのおいと活力のある市街地整備を推進することを目的とする。</p>		
	土地の土地利用方針	<p>沿道地域に相応しい商業、業務機能の集積を図り建物用途の純化を推進して用途の混在による都市環境の悪化を防止するとともに、円滑な商業、業務活動の維持、増進に努める。</p>		
	地区整備方針	<p>既存の道路等を有効に活かしながら健全かつ合理的な都市環境を形成するため、区画道路の改善を推進するとともに歩道、歩行者専用道路等を整備する。</p>		
	建築物等の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅の立地を制限し、商業、業務機能の集積を増進する。 2. 工業の業種を制限し、商業、業務機能の保全を図る。 3. 健全な商業、業務環境の維持を図るため、風俗営業に関するものの制限を行う。 		
地区施設の配置・規模	道路を次のように定める。 位置及び配置は計画図表示のとおり。	幅員	路線数	延長
建築物の用途の制限	8.5m	1	約150m	
	6.0～18.5m	1	約210m	
	6.0m(歩行者専用)	1	約150m	
建築物の用途の制限	<p>地区計画区域内においては、以下の建築物を建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法別表第二(い)項1号から3号に掲げる住宅及び共同住宅、寄宿舎、下宿又はこれらの用途を兼ねる建築物。 2. 建築基準法別表第二(り)項第3号に掲げる工場(自動車修理工場を除く)及び4号に掲げる施設。 3. キャバレー、パチンコ屋、まあじゃん屋、及び個室付浴場業に係る公衆浴場。 			



1:5,000